

平成 23 年 公法系科目第 2 問

【第 2 問】（配点：100〔〔設問 1〕，〔設問 2〕（1），〔設問 2〕（2），〔設問 3〕の配点の割合は，3.5：1.5：3.5：1.5〕）

社団法人 A は、モーターボート競走の勝舟投票券の場外発売場（以下「本件施設」という。）を P 市 Q 地に設置する計画を立て、平成 22 年に、モーターボート競走法（以下「法」という。）第 5 条第 1 項により国土交通大臣の許可（以下「本件許可」という。）を受けた。A は、本件許可の申請書を国土交通大臣に提出する際に、国土交通省の関係部局が発出した通達（「場外発売場の設置等の運用について」及び「場外発売場の設置等の許可の取扱いについて」）に従い、Q 地の所在する地区の自治会 R の同意書（以下「本件同意書」という。）を添付していた。本件許可がなされた直後に、Q 地の近隣に法科大学院 S を設置している学校法人 X 1、及び自治会 R の構成員であり Q 地の近隣に居住している X 2 は、国に対し本件許可の取消しを求める訴え（以下「本件訴訟」という。）を提起した。本件訴訟が提起されたため、A は、本件施設の工事にいまだ着手していない。

A の計画によれば、本件施設は、敷地面積約 3 万平方メートル、建物の延べ床面積約 1 万平方メートルで、舟券投票所、映像設備、観覧スペース、食堂、売店等から構成され、700 台を収容する駐車場が設置される。本件施設が場外発売場として営業を行うのは、1 年間に 350 日であり、そのうち 300 日はナイターが開催される。本件施設の開場は午前 10 時であり、ナイターが開催されない場合は午後 4 時頃、開催される場合は午後 9 時頃に、退場者が集中することになる。

また、本件施設の設置を計画されている Q 地、X 2 の住居、法科大学院 S、及びこれらに共通の最寄り駅である P 駅の間的位置関係は、次のとおりである。Q 地、X 2 の住居、法科大学院 S は、いずれも、P 駅からまっすぐに南下する県道（以下「県道」という。）に面している。P 駅の周辺には商店や飲食店が立ち並び、住民、通勤者、通学者などが利用している。P 駅から県道を通って南下した場合、P 駅から近い順に、法科大学院 S、X 2 の住居、Q 地が所在し、P 駅からの距離は、法科大学院 S までは約 400 メートル、X 2 の住居までは約 600 メートル、Q 地までは約 800 メートルである。逆に Q 地からの距離は、X 2 の住居までは約 200 メートル、法科大学院 S までは約 400 メートルとなる。

平成 23 年になって、本件訴訟の過程で、本件同意書について次のような疑いが生じた。自治会 R では、X 2 も含めて、本件施設の設置に反対する住民が相当な数に上る。それにもかかわらず、A による本件施設の設置に同意することを決議した自治会 R の総会において、同意に賛成する者が 123 名であったのに対し、反対する者は、10 名しかいなかった。これは、自治会 R の役員が、本件施設の設置に反対する住民に総会の開催日時を通知しなかったために、大部分の反対派の住民が総会に出席できなかったためではないか、という疑いである。

国土交通大臣は、この疑いが事実であると判明した場合、次の措置を執ることを検討している。まず、A に対し、自治会 R の構成員の意思を真に反映した再度の決議に基づく自治会 R の同意を改めて取得し、国土交通大臣に自治会 R の同意書を改めて提出するように求める（以下「要求措置」という。）。そして、A が自治会 R の同意及び本件同意書を改めて取得することができない場合には、本件許可を取り消す（以下「取消措置」という。）。

以上の事案について、P 市に隣接する T 市の職員は、将来 T 市でも同様の事態が生じる可能性があることから、弁護士に調査検討を依頼することにした。【資料 1 会議録】を読んだ上で、T 市の職員から依頼を受けた弁護士の立場に立って、以下の設問に答えなさい。

なお、法及びモーターボート競走法施行規則（以下「施行規則」という。）の抜粋を【資料 2 関係法令】に、関係する通達の抜粋を【資料 3 関係通達】に、それぞれ掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問 1〕

本件訴訟は適法か。X 1 及び X 2 それぞれの原告適格の有無に絞って論じなさい。

〔設問 2〕

国土交通大臣が検討している要求措置及び取消措置について、以下の小問に答えなさい。

- (1) Aが国土交通大臣に対し、要求措置に従う意思がないことを表明しているにもかかわらず、国土交通大臣がAに対し、取消措置を執る可能性を示しながら要求措置を執り続けた場合、Aは、取消措置を受けるおそれを除去するには、どのような訴えを提起するべきか。最も適法とされる見込みが高く、かつ、実効的な訴えを、具体的に二つ候補を挙げて比較検討した上で答えなさい。仮の救済は、考慮しなくてよい。
- (2) Aが国土交通大臣に対し、要求措置に従う意思がないことを表明したため、国土交通大臣がAに対し取消措置を執った場合、当該取消措置は適法か。解答に当たっては、関係する法令の定め、自治会の同意を要求する通達、及び国土交通大臣がAに対し執り得る措置の範囲ないし限界を丁寧に検討しなさい。

〔設問 3〕

T市は、新たに条例を定めて、次のような規定を置くことを検討している。①T市の区域に勝舟投票券の場外発売場を設置しようとする事業者は、T市長に申請してT市長の許可を受けなければならない。②T市長は、場外発売場の施設が周辺環境と調和する場合に限り、その設置を許可する。

このような条例による許可の制度が、事業者に対して実効性を持ち、また、住民及び事業者の利害を適切に調整できるようにするためには、上記①②の規定以外に、どのような規定を条例に置くことが考えられるか。また、このような条例を制定する場合に、条例の適法性に関してどのような点が問題になるか。考えられる規定の骨子及び条例の問題点を、簡潔に示しなさい。

【資料 1 会議録】

職員：P市は、場外舟券売場の件で大騒ぎになっていますが、我がT市にとっても他人事ではありません。公営ギャンブルの場外券売場の設置が計画される可能性は、T市にもあります。そこで、P市の事案を様々な角度から先生に検討していただいて、T市としても課題を見付け出し、将来のための備えをしたいと考えています。そのような趣旨ですから、P市の事案のいずれかの当事者や利害関係者の立場に立たずに、第三者の視点から御検討をお願いいたします。

弁護士：公営ギャンブルの場外券売場の設置許可は、刑法第187条の富くじに当たるものの発売等を適法にする法制度である点が、通常の事業の許認可とは違うところですね。私もこれまで余り調査したことがない分野ですが、検討した上で文書を作成してみましょう。

職員：早速、まず本件訴訟についてですが、これは、適法な訴えなのでしょうか。法、施行規則、それから関係する通達を読みますと、それぞれに関係しそうな規定があるのですが、これらの規定のそれぞれが、本件訴訟の適法性を判断する上でどのような意味を持つのか、どうもうまく整理できないのです。

弁護士：問題になるのは、原告適格ですね。私の方で、法、施行規則、それから通達の関係する規定と、それらの規定が原告適格を判断する上で持つ意味を明らかにしながら、X 1とX 2それぞれの原告適格の有無を考えてみましょう。

職員：お願いします。仮に本件訴訟が適法とされた場合に、本件許可が適法と判決されそうかどうか

かも問題ですが、今年になって、状況が大きく変わりましたので、差し当たりその問題までは検討していただかなくて結構です。

弁護士：状況が変わったとは、どういうことですか。

職員：地元の同意書の作成プロセスについて重大な疑惑が持ち上がり、今度は、紛争が国土交通大臣とAとの間で生じる可能性が出てきたのです。Aは、裁判になって対立が激化してからもう一度地元の同意書を取るなど無理だということで、同意を取り直すつもりがないようですが、国土交通大臣の方も、地元を軽んじる姿勢は取れないので、Aに同意書を取り直すように求め続けることが予想されます。この場合、今度は、Aが何らかの訴えを起こすことはできるのでしょうか。

弁護士：最も可能性のある訴えを検討して、具体的に挙げてみましょう。

職員：それから、やや極端なケースを想定するのですが、地元の同意のプロセスに重大な瑕疵があった場合、国土交通大臣は、本件許可を取り消すことができるのでしょうか。この問題については、どうも私の頭が混乱しているので、いろいろ質問させてください。まず、施行規則第12条は、許可の基準として地元の同意とは規定していないのですが、そもそも、この条文に定められた基準以外の理由で、許可を拒否できるのですか。

弁護士：関係法令をよく検討して、お答えすることにします。

職員：よろしくお願いします。付け加えますと、地元の同意と定めているのは、国土交通省の通達の方であり、これもそもそもの話になるのですが、このような通達に定められたことを理由にして、許可を拒否してよいのですか。この点も教えていただければと思います。

弁護士：問題となっている通達の法的な性格をはっきりと説明するように、文書にまとめてみます。

職員：通達の中身について言いますと、地元の同意を重視している点は、自治体の職員としてはとてもよく理解できます。ただ、許可の取消しという措置まで執ることができるのかと問われると、自信を持って答えられないのです。

弁護士：法律家から見ますと、地元の同意を重視する行政手法には、問題点もありますね。国土交通大臣が本件許可の申請に際して地元自治会の同意を得ておくように求める行政手法の意義と問題点を、まとめておきましょう。その上で、疑惑が事実であると仮定して、国土交通大臣は、Aに対してどこまでの指導、処分といった措置を執ることができるのか、執り得る措置の範囲ないし限界についても綿密に検討しておきます。

職員：今言われた「処分」について詳しく伺いたいのですが、仮に、地元自治会の同意がない場合に、国土交通大臣が申請に対して不許可処分をする余地が多かれ少なかれあるという考え方を採ると、一度許可をした後で許可を取り消す処分もできることになるのでしょうか。

弁護士：そこまで考えて、ようやく答えが出ますね。全体を順序立てて文書にまとめてみます。

職員：助かります。それでやっと、我がT市の話になるのですが、T市の区域で場外舟券売場を設置しようとする事業者が現れた場合、国が定めた法令や通達の基準だけで設置を認めるのでは、不十分であると考えています。T市としては、調和のとれた街づくりをするために、場外舟券売場が周辺環境と調和するかをしっかりと審査して、市長が調和しないと判断した場合には、設置をやめていただく制度を作りたいと考えています。このような制度を条例で定める場合に、配慮すべき点を教えていただければ幸いです。

弁護士：解釈論だけでなく、立法論も大事ですからね。簡潔にまとめておきましょう。

【資料 2 関係法令】

○ モーターボート競走法（昭和26年6月18日法律第242号）（抜粋）

（趣旨）

第1条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

（競走の施行）

第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村（以下「施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走（以下「競走」という。）を行うことができる。

2～4 （略）

5 施行者以外の者は、勝舟投票券（以下「舟券」という。）その他これに類似するものを発売して、競走を行ってはならない。

（競走場の設置）

第4条 競走の用に供するモーターボート競走場を設置し又は移転しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～4 （略）

5 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、第1項の許可に期限又は条件を附することができる。

6 国土交通大臣は、第1項の許可を受けた者（以下「競走場設置者」という。）が1年以上引き続き同項の許可を受けて設置され若しくは移転されたモーターボート競走場（以下「競走場」という。）を競走の用に供しなかつたとき、又は競走場の位置、構造及び設備がその許可の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の許可を取り消すことができる。

7, 8 （略）

（場外発売場の設置）

第5条 舟券の発売等の用に供する施設を競走場外に設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。当該許可を受けて設置された施設を移転しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の許可の申請があつたときは、申請に係る施設の位置、構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合する場合に限り、その許可をすることができる。

3 競走場外における舟券の発売等は、第1項の許可を受けて設置され又は移転された施設（以下「場外発売場」という。）でしなければならない。

4 前条第5項及び第6項の規定は第1項の許可について、同条第7項及び第8項の規定は場外発売場及び場外発売場設置者（第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）について、それぞれ準用する。

（競走場内等の取締り）

第22条 施行者は、競走場内の秩序（場外発売場において舟券の発売等が行われる場合にあつては、当該場外発売場内の秩序を含む。）を維持し、かつ、競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、競走に関する犯罪及び不正の防止並びに競走場内における品位及び衛生の保持について必要な措置を講じなければならない。

（競走場及び場外発売場の維持）

第24条 （略）

2 場外発売場設置者は、その場外発売場の位置、構造及び設備を第5条第2項の国土交通省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

（秩序維持等に関する命令）

第57条 国土交通大臣は、競走場内又は場外発売場内の秩序を維持し、競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、施行者、競走場設置者又は場外発売場設置者に対し、選手の出場又は競走場若しくは場外発売場の貸借に関する条件を適正に

すべき旨の命令、競走場若しくは場外発売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることができる。

(競走の開催の停止等)

第58条 (略)

2 国土交通大臣は、競走場設置者若しくは場外発売場設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はその関係する競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該競走場設置者又は当該場外発売場設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることができる。

3 (略)

(競走場等の設置等の許可の取消し)

第59条 国土交通大臣は、競走場設置者又は場外発売場設置者が前条第2項の規定による命令に違反したときは、当該競走場又は当該場外発売場の設置又は移転の許可を取り消すことができる。

○ モーターボート競走法施行規則（昭和26年7月9日運輸省令第59号）（抜粋）

(場外発売場の設置等の許可の申請)

第11条 法第5条第1項の規定により場外発売場の設置又は移転の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 場外発売場の設置又は移転を必要とする事由

三 場外発売場の所在地

四 場外発売場の構造及び設備の概要

五 場外発売場を中心とする交通機関の状況

六 場外発売場の建設費の見積額及びその調達方法

七 場外発売場の建設工事の開始及び完了の予定年月日

八 その他必要な事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 場外発売場付近の見取図（場外発売場の周辺から1000メートルの区域内にある文教施設及び医療施設については、その位置及び名称を明記すること。）

二 場外発売場の設備の構造図及び配置図（1000分の1以上の縮尺による。）

三 申請者が当該施設を使用する権原を有するか、又はこれを確実に取得することができることを証明する書類

四 場外発売場の経営に関する収支見積書

五 施行者の委託を受けて舟券の発売等を行う予定であることを証明する書類

(場外発売場の設置等の許可の基準)

第12条 法第5条第2項の国土交通省令で定める基準（払戻金又は返還金の交付のみの用に供する施設及び設備の基準を除く。）は、次のとおりとする。

一 位置は、文教上又は衛生上著しい支障をきたすおそれのない場所であること。

二 構造及び設備が入場者を整理するため適当なものであること。

三 競走の公正かつ円滑な運営に必要な次に掲げる施設及び設備を有していること。

イ 舟券の発売等の用に供する施設及び設備

ロ 入場者の用に供する施設及び設備

ハ その他管理運営に必要な施設及び設備

四 (略)

2 (略)

【資料3 関係通達】

○ 場外発売場の設置等の運用について（平成20年2月15日付け国海総第136号海事局長から各地方運輸局長，神戸運輸監理部長あて通達）（抜粋）

- 7 場外発売場設置予定者は，設置許可申請書に省令第2条の7（注1）第2項に定める書類のほか，地元との調整がとれていることを証明する書類及び管轄警察の指導の内容が反映されていることを証明する書類並びに建築確認申請書の写しを添付すること。

（注1）【資料2 関係法令】に掲げる現行のモーターボート競走法施行規則第11条を指す。以下「省令」とは現行のモーターボート競走法施行規則を指す。

○ 場外発売場の位置，構造及び設備の基準の運用について（平成20年2月15日付け国海総第139号海事局長から各地方運輸局長，神戸運輸監理部長あて通達）（抜粋）

1 場外発売場の基準

場外発売場の基準の運用については，次のとおりとする。

(1) 位置（省令第12条第1項第1号）

① 「文教上著しい支障をきたすおそれがあるか否か」の判断は，文教施設から適当な距離を有している，当該設置場所が主たる通学路（学校長が児童又は生徒の登下校の交通安全の確保のために指定した小学校又は中学校の通学路をいう。）に面していないなど総合的に判断して行う。

② 「衛生上著しい支障をきたすおそれがあるか否か」の判断は，医療施設から適当な距離を有している，救急病院又は救急診療所（都道府県知事が救急隊により搬送する医療機関として認定したものをいう。）への救急車の主たる経路に面していないなど総合的に判断して行う。

③ 文教施設とは，学問又は教育を行う施設であり，学校教育法第1条の学校（小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，大学，高等専門学校，盲学校，聾学校，養護学校及び幼稚園）及び同法第82条の2の専修学校をいう。

④ 医療施設とは，医療法第1条の5第1項の病院及び同条第2項の診療所（入院施設を有するものに限る。）をいう。

⑤ 「適当な距離」とは，著しい影響を及ぼさない距離をいい，場外発売場の規模，位置，道路状況，周囲の地理的要因等により大きく異なる。

(2)～(5)（略）

○ 場外発売場の設置等の許可の取扱いについて（平成20年3月28日付け国海総第513号海事局総務課長から各地方運輸局海事振興部長，北陸信越運輸局海事部長，神戸運輸監理部海事振興部長あて通達）（抜粋）

- 7 局長通達（注2）7の「地元との調整がとれていること」とは，当該場外発売場の所在する自治会等の同意，市町村の長の同意及び市町村の議会が反対を議決していないことをいう。

（注2）前記の平成20年2月15日付け国海総第136号「場外発売場の設置等の運用について」を指す。

話す内容 「通達」と「行政指導」

受講対象者 初心者（基本）からベテラン（応用）まで。とりわけ、他人から実力者と言われながら、「2000番台で不合格になった受験生」について、「基本を正確に理解した上で表現することできていないことが不合格の原因であること」あるいは「自分の頭で考えることができていないことが不合格の原因であること」を悟ること。

コンセプト 基礎的知識を正確に理解しかつ表現することを確認した上で、平成23年度本試験問題（応用）を、自分の頭で考える（現場思考）。これは、脱正解志向を意味する。

進行 前半は、基礎的知識の正確な理解かつ表現である。Q&A形式で、Aは空欄になっている。講師がQを読み上げるので、受講生がAを埋める。ここで、「理解はしているが表現できない」と感じる受講生は少なくないと予測する。しかし、「表現できない」ということは、実は「正確に理解していないこと」が原因である。後半は、平成23年度本試験問題を素材として、「自分の頭で考えること」を体感する。これは、「法律の知識の多寡の問題」ではなく「国語力(日本語の理解)の問題」である。

基礎的知識の習得方法 有斐閣の判例六法を用いて、必要な情報を集約させる。たとえば、「処分とは」という基礎的知識（最判昭和30年2月24日）は、同六法の「判例索引」を用いて検索する。検索したのち、「消えるラインマーカー及びボールペン」を用いて、印をつける。その際、色分けすることにより、どのような情報（たとえば定義は黄色）であるかを特定する。

行政法 Q & Aに挑戦！

Q 1 「通達」と「行政指導」の共通点は？

A 1

Q 2 「通達」と「行政指導」の相違点は？

A 2

Q 3 「行政行為」と「処分」の関係は？

A 3

Q 4 「行政行為」とは？

A 4

Q5 「行政行為」と「法律行為（意思表示を要素とする）」との関係は？

A5

Q6 学問上の「許可」とは？

A6

Q7 学問上の「特許」とは？

A7

Q8 「処分」とは？

A8

Q9 「公権力性」とは？

A9

Q 1 0 公権力性を欠くため、処分性が否定される例は？

A 1 0

Q 1 1 直接法効果性を欠くため、処分性が否定される例は？

A 1 1

Q 1 2 権力的事実行為は、処分か？

A 1 2

Q 1 3 処分性の有無は、「形式論」によって判定されるか？

A 1 3

Q 1 4 「規範定立行為」「内部行為」「事実行為」は、「処分」といえる場合があるか？

A 1 4

Q 1 5 「実質的当事者訴訟」のうちの「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の明示の趣旨は？

A 1 5

Q 1 6 「取消訴訟」ではなく「当事者訴訟」を選択することのメリットは？

A 1 6

Q 1 7 通達の争い方。すなわち、通達が変更され、実際に具体的な行政処分が行われるという行政過程の中で、どのように争うか？

A 1 7

Q 1 8 通達の処分性を認める場合の「要件」は？

A 1 8

Q 1 9 「紛争の成熟性」とは？

A 1 9

Q 2 0 「紛争の成熟性」と「処分性の拡大」の関係は？

A 2 0

Q 2 1 行政基準とは？

A 2 1

Q 2 2 行政基準の種類は？

A 2 2

Q 2 3 法規とは？

A 2 3

Q 2 4 法規命令とは？

A 2 4

Q 2 5 行政規則とは？

A 2 5

Q 2 6 法規命令の種類は？

A 2 6

Q 2 7 法規命令の法的根拠は？

A 2 7

Q 2 8 国における法規命令の形式は？

A 2 8

Q 2 9 地方公共団体における委任命令の形式は？

A 2 9

Q 3 0 行政規則の根拠は？

A 3 0

Q3 1 行政規則の形式は？

A3 1

Q3 2 行政規則のうち、国家行政組織に関する基本的事項についての形式は？

A3 2

Q3 3 解釈基準とは？

A3 3

Q3 4 解釈基準の根拠は？

A3 4

Q35 解釈基準を示す形式は？

A35

Q36 「訓令」「通達」の実定法上の根拠は？

A36

Q37 「訓令」「通達」の違いは？

A37

Q38 通達に拘束力はあるか？

A38

Q 3 9 通達を契機として課税処分がなされる場合、租税法律主義（憲法 8 4 条）に反するか？

A 3 9

Q 4 0 裁量基準とは？

A 4 0

Q 4 1 裁量基準を設ける趣旨は？

A 4 1

Q 4 2 裁量基準の根拠は？

A 4 2

Q 4 3 裁量基準に拘束力はあるか？

A 4 3

Q 4 4 「申請に対する処分」についての「裁量基準」である「審査基準」の根拠は？

A 4 4

Q 4 5 「不利益処分」についての「裁量基準」である「処分基準」の根拠は？

A 4 5

Q 4 6 「裁量基準（審査基準・処分基準等）」から逸脱した処分が行われた場合は？

A 4 6

Q 4 7 指導要綱とは？

A 4 7

Q 4 8 指導要綱の根拠は？

A 4 8

Q 4 9 行政規則の外部化とは？

A 4 9

Q 5 0 行政組織に関する定めの外部効果は？

A 5 0

Q 5 1 解釈基準の外部効果は？

A 5 1

Q 5 2 裁量基準の外部効果は？

A 5 2

Q 5 3 指導要綱の外部効果

A 5 3

Q 5 4 行政指導とは？

A 5 4

Q55 「特定の者に」に当たらない場合は？

A55

Q56 「一定の作為又は不作為を求めるもの」に当たらない場合？

A56

Q57 行政指導の長所とは？

A57

Q58 行政指導の短所とは？

A58

Q59 要綱行政とは？

A59

Q60 要綱行政の必要性は？

A60

Q61 要綱行政の問題点は？

A61

Q62 要綱行政の問題点を解消するには？

A62

Q 6 3 行政指導の限界は？

A 6 3

Q 6 4 行政指導の限界（品川区マンション事件）は？

A 6 4

Q 6 5 「特段の事情」の判断枠みは？

A 6 5

Q 6 6 行政手続法における行政指導の規定の分類は？

A 6 6

Q 6 7 行政手続法における行政指導の「実体的規定」は？

A 6 7

Q 6 8 行政手続法における行政指導の「実体的規定」の趣旨は？

A 6 8

Q 6 9 行政手続法における行政指導の「手続的規定」は？

A 6 9